

道路運送車両の保安基準の細目を定める告示等の一部改正について

(外装基準の適用期間の猶予)

国土交通省、自動車検査法人、軽自動車検査協会より、平成 21 年 1 月以降に製作された乗用車に適用されています外装基準（使用過程車においては細目告示第 178 条）の適用を、平成 29 年 3 月 31 日まで猶予するように標記細目告示の一部が改正されたとの通達がありましたので、改正概要を掲載します。

【適用対象】

平成 21 年 1 月以降に製作された乗車定員 10 人未満の乗用車に適用

【改正概要】

(1) 平成 13 年に公布された改正後の乗用車の外装基準（細目告示別添 20、別添 21 及び別添 22 関係）の適用を同基準に適用させる準備が整うまでの期間として、平成 29 年 3 月 31 日までの間、同基準の適用が猶予されました。

なお、外装基準の適用の猶予を受けた自動車は、平成 29 年 4 月 1 日までに外装基準に適合させる必要があります。

(2) 外装基準から除外される装置等について明確化されました。

除外された装置等

後写鏡

牽引装置

高さ 2.0m を超える部分

ジャッキング・ポイント、排気管及びホイールは考慮しないものとし、かつ、ホイール・アーチの間隙は、周辺の外部表面となめらかに連続した仮想面によって埋められているものとして決定したフロアラインより下方の部分

直径 100mm の球体を車体その他自動車の形状に接触させた場合に接触しない部分

空気を吸入又は送出的ためのグリル及び間隙であって間隔が 40mm 以下であるもの

突起物の硬さが 60 ショア(A)以下のもの

窓拭き器及び前照灯洗浄器の前照灯拭き器のワイパーブレード並びにその支持部品

車輪の回転部分

ボディーパネルの折り返し部分であって突起の高さの 10 分の 1 以上の値の曲率半径を有するもの

自動車の側面に備えるデフレクターの端部

ボンネットの後端及びトランクルームの前端の板金端部

先端を除くアンテナのシャフト

指定自動車等に備えられている車枠及び車体と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた車枠及び車体であって、その機能を損なうおそれのある損傷のないもの

法第 75 条の 2 第 1 項の規定に基づき外装、外装の手荷物積載用部品及び外装のアンテナの装置の指定を受けた車枠及び車体と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた車枠及び車体又はこれに準ずる性能を有する車枠及び車体であって、その機能を損なうおそれのある損傷のないもの

【適用時期】

平成 22 年 4 月 1 日より適用

外部突起に係る基準の適用開始について

平成 29 年 4 月 1 日より、平成 21 年 1 月 1 日以降に製作された乗車定員 10 人未満の乗用車には、外部突起に係る基準が適用されます。

既に登録・届出された自動車についても遡って適用されるため、外部突起に係る基準に適合していない自動車をご使用の方は、平成 29 年 3 月 31 日までの間に基準に適合させるようお願いいたします。

外部突起に係る基準の概要

対象車両

平成 21 年 1 月 1 日以降に製作された乗車定員 10 人未満の乗用車
(これらをベースとした特種用途自動車 (8 ナンバー) を含みます。)

対象部位

自動車の車体の表面。ただし、次の部分は除きます。

- ・高さ 2m を超える部分
- ・フロアライン¹より下方の部分
- ・直径 100mm の球体が接触しない部分 ほか

¹ 鉛直線と母線とのなす角度が 30° である円錐を、自動車の外部表面にできるだけ低い位置で連続的に接触させたときの接点の軌跡をいいます。

主な要件

曲率半径が 2.5mm 未満である突起を有してはならない。

< 外部突起に係る基準不適合の例 >

角部の半径が 2.5mm 未満であるマフラー
カッターが車体より突出している。



角部の半径が 2.5mm 未満であるボンネット
ピンが取り付けられている。



サイドステップ下端の
角部の半径が 2.5mm
未満になっている。

よくある質問 (FAQ)

Q1.基準適用日以降、基準適用対象の自動車を外部突起の基準に適合させなかった場合、どうなりますか？

A1.保安基準不適合となるため、運行の用に供することはできなくなります。

Q2.保安基準不適合ということは、不正改造車ということになるのでしょうか？

A2.そのとおりです。検査は通らず、街頭検査などでは、整備命令が発令されます。

Q3.保安基準に適合するよう改善したいのですが、どのようにすればいいですか？

A3.該当する部品を取り外す、突起部分の R 要件を満足するよう加工するなどの方法が考えられます。

Q4.自分の車が保安基準に適合しているか、どのようにすればわかりますか？

A4.平成 21 年 1 月 1 日以降に製作された自動車（並行輸入自動車を除く。）は、メーカー標準の状態であれば基準に適合しています。後付けした部品が外部突起の基準に適合しているかどうかは、部品製作者にお問い合わせください。ただし、適合した部品であっても取付方法によっては基準不適合となる場合があるので注意が必要です。

Q5.運輸支局等に自動車を持ち込んで、保安基準に適合しているかどうかを確認してもらうことはできますか？

A5.検査予約による自動車検査時以外の現車持ち込みは受け付けておりません。

ご相談方法については、最寄りの運輸支局等に相談下さい。

Q6.基準の詳細を知りたいのですが、何を見ればよいですか？

A6.基準については下記をご参照ください。国土交通省ホームページにおいても公開しております。（ホーム＞政策・仕事＞自動車＞保安基準等）

・道路運送車両の保安基準 第 18 条第 1 項第 2 号

・道路運送車両の保安基準の細目を定める告示第 22 条第 2 項第 1 号

第 100 条第 2 項、第 4 項第 2～5 号

第 178 条第 2 項、第 4 項第 2～5 号

詳しくは最寄りの運輸支局等へお問い合わせ下さい

普通車・小型車のお問い合わせ先

国土交通省中国運輸局

山口運輸支局整備 < 083-922-5397 >

自動車検査独立行政法人

中国検査部山口事務所 < 083-921-6612 >

軽自動車のお問い合わせ先

軽自動車検査協会山口事務所

< 050-3816-3085(コールセンター) >